

第4章 施策の展開

第1節 安心して子育てできる環境づくり

1. 若者の定住促進(少子化対策)

現状と課題

- 全国的な少子高齢化を背景として、北広島町においても同様の傾向がみられ、出生数についても、県と比べると低い数値で推移しています。また、出生数も減少傾向にあることから、これを課題として認識し、対策を講じていく必要があります。
- 若者・子育て世代が「住んでみたい」「住み続けたい」と思うような魅力的なまちづくりと若者世代の定住促進を図るため、より効率的・効果的な施策展開が必要です。「住んでみたい」と思うようなまちづくりについては、近年社会経済情勢が変化する中で、故郷、田舎暮らしに魅力を感じる人も増えていることから、Uターン等の定住施策に力を入れます。また、「住み続けたい」と思うようなまちづくりについては、本計画の基本理念・基本姿勢等に基づき、家族の協力による子育て、行政・民間、地域の連携など、まち全体をあげた子育て支援を行います。
- 未婚率の増加や晩婚化が少子化の一因となっているため、若い世代へ向けて結婚に対するポジティブな意識醸成を図る取り組みや、婚活パーティー等の出会いの場の支援を行います。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	北広島町求人情報センターの設置	町民及び本町への定住希望者に対して町内事業所の求人情報を提供し斡旋業務を行います。	継続
2	北広島町暮らしアドバイザーの設置	ワンストップ定住相談窓口を設置し、アドバイザーが定住希望者の相談対応を行います。	継続
3	北広島町空き家情報バンクの運営	町内にある空き家所有者が登録した空き家情報を、ホームページで公開し、空き家利用希望者に空き家紹介を行います。	継続
4	北広島町新規定住化促進対策事業(住宅建築補助金)	町民及び本町への定住希望者が、定住を目的に行う住宅の新築・購入・増改築に対して費用の一部を補助します。	継続
5	「只今倶楽部」の設立	町外に転出している者を対象に、会への登録を促進し、Uターンにつながる制度、就職情報、町の様子などの情報発信を行うとともに、啓発パンフレットを作成します。	新規
6	定住促進対策専用ホームページ・啓発用冊子の作成	定住促進対策の促進のための情報発信ツールの整備を行います。	新規

No.	事業名	内容	区分
7	空き家情報バンク登録 物件家財処分費補助金	町内にある空き家を、空き家情報バンクに登録することを目的に家財の処分をする場合、費用の一部（一般廃棄物処分費・仏壇、神棚の処分、移動費を含む）を補助します。	新規
8	空き家情報バンク登録 物件増改築補助金	町内にある空き家を、空き家情報バンクに登録することを目的に家屋の増改築（リフォーム）を行う場合、費用の一部を補助します。	新規
9	地域連携型空き家活用 対策事業補助金	旧町一地区（行政区単位）を目標に、空き家を活用した定住促進に取り組むモデル地域を指定し、地域住民の自発的な取り組みを支援することにより定住促進に対する住民の意識の醸成を図ります。	新規
10	乳幼児子育て家庭 ごみ袋無料配布事業	オムツ等のゴミが多く出る乳幼児の子育てを行う世帯に対して、乳幼児健診時にゴミ袋の無料配布を行い、子育てに係る経済的な負担軽減を図ります。	新規
11	北広島町 Uターン奨励金	16歳以上39歳以下の者が、5年以上町外に転出し生活した後、再び本町の住民基本台帳に登録して生活の基盤を本町に置く場合に、奨励金を地域通貨ユートにより交付します。	新規
12	北広島町Uターン者 住宅整備促進補助金	50歳以下の者が、5年以上町外に転出し生活した後、再び本町の住民基本台帳に登録して生活の基盤を本町に置き、さらに町有住宅に入居し、3年以内に住宅を建築・購入・増改築を行う場合に、家賃の3年分を上限に地域通貨ユートにより補助します。	新規
13	出会いサポート	商工会青年部が行う若者の出会いの場を提供する「婚活イベント」の経費の一部を支援するとともに、未婚者の魅力アップが最も実効性の高い解決策と考え、町内イベント開催団体と連携し、セミナー等を開催します。 また、県の「ひろしま出会いサポートセンター」等と連携し、結婚支援に資する情報提供を行います。	拡充
14	新規就農者の確保育成	明日の本町農業を担う若き農業者を町内外から広く募集し、選考の上、農業技術の研修を行い、研修終了後は専業農家として経営を開始します。	継続
15	北広島町ビジネス 創造支援	町内で事業を行っている、または新たに事業を起こそうとする中小企業・小規模事業者に対して支援することにより、地域産業の振興と地域社会の発展を図ります。	新規

2. 相談、情報提供・共有の場の充実

現状と課題

- 福祉課子育て支援室が、子育て支援施策に係る総合窓口として機能しています。また、母子保健、学校教育等に関係する庁内各課、保育所（園）、学校等との関係機関と情報の共有を図り、効率よく子育て支援に係る施策を実施するよう努めています。
- 子育て支援センターについては各地域に1か所設置されており、それぞれ特色ある支援活動を展開しています。
- 子育てに関する情報については、町広報誌、情報誌「きたひろしま子育て舞ブック」、ふれあいニュースを発行しています。今後は、ホームページ「きたひろネット」の充実や定期的な更新を図る必要があります。
- 子育てに関する相談相手としては、家族や友人などの身近な人が中心となっています。今後は、地域住民、子育てサークル、子育て世代の親世代、子どものいる世帯等への情報提供や啓発を広く行っていくことが必要です。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	総合的な窓口の充実	福祉課子育て支援室を子育て支援施策に係る総合窓口として位置づけ、子どもに関連する分野の相談に一括して対応し、利用者に適した子育て支援施策をコーディネートします。 また、この窓口に基幹的な機能を備えることで、子育て支援センターや保育所、学校、庁内組織、その他の機関との情報共有や連携をとりやすくし、包括的な子育て支援を展開します。さらには、総合的な相談や支援をワンストップで行えるよう、子育て世代包括支援センター（仮称）の設置を進めていきます。	継続
2	子育て支援センター活動の充実	子育て支援センターの利用を促進するため、地域参加型行事の企画やセンター便りの配布、電話相談への積極的な対応などを強化します。保健師、栄養士、歯科衛生士が、子育て支援センターに出向くふれあい相談を定期的に開催し、保護者の子どもの成長や子育ての悩みに応じます。	拡充
3	子育てサークル活動への支援	子育て支援センターによる子育てサークルへの支援を推進します。	継続
4	広報誌、ホームページ等による情報提供の充実	地域の子育て情報について、町広報誌、ホームページをはじめ、さまざまな広報媒体を活用し、幅広く情報提供に努めます。 また、情報誌「きたひろしま子育て舞ブック」の内容を充実し、改訂版を作成します。 毎月1回、保健課から健康づくり情報や保健事業の紹介、子育てのアドバイスなどを掲載した「ふれあいニュース」を発行します。	拡充

3. 母子保健・医療の充実

現状と課題

- 乳幼児健診・育児相談・家庭訪問等、ニーズや課題に応じた母子保健事業を充実させ、継続した支援体制を整備しています。
- 妊娠届出時から個々の相談に応じ、育児不安の軽減に努めています。特に家庭訪問は、出生時に全員を訪問し、こまめな支援を心がけています。
- 学校・保育所（園）での出前講座を開催するなど、健康づくりを進めています。
- 学校・保育所（園）・子育て支援センター・医療機関等と情報を共有し、連携を強化していく必要があります。
- 子育てに関する不安や負担では、子育てにかかる費用や、子どもの教育に関することが上位項目にあがっています。
- 結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇しています。不妊治療は、身体的・精神的な負担も大きく、専門的な相談支援体制の充実が必要です。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	母子保健の充実	子どもが健やかに育つために必要な生活習慣の確立と育児不安の軽減のために、乳幼児健診、育児相談、家庭訪問等の母子保健事業の充実を図ります。 生後3か月以内に家庭訪問等を行い、安心な子育て支援につなげます。 また、妊娠届出時から、児童虐待防止の視点を含めた、継続した支援体制を強化するために、学校・保育所（園）・子育て支援センター・医療機関等と情報を共有し、特定妊婦等へ対応します。	継続
2	感染症予防	子どもを感染症から守り、病気の蔓延及び重症化を防ぐため、感染症の発生状況等の情報提供を行います。 近年、乳幼児を対象とした定期予防接種の種類や接種回数が増加しており、適切な時期に確実に接種できるよう普及啓発に努めます。	継続
3	子どもと家庭を支える地域社会づくり	家族・地域の子育て意識を育て、家庭の育児力を高めます。また、子どもの生きる力を育てる「食育」「遊び」「体験」を、子育て支援センター・保育所（園）と連携を図りながら地域ぐるみで進めます。	継続

No.	事業名	内容	区分
4	地域で安心・安全に妊娠・出産・子育てができる環境の整備	安心・安全な妊娠・出産のための妊産婦期の健康管理や妊婦健康診査の適正な受診を勧めます。また、マタニティマークの普及に努め、授乳室の設置等妊産婦にやさしい環境づくりを行います。産科医療機関との連携を確立し、妊娠期・出産期からの早期支援を行います。 子どもの健康管理については、乳幼児期から学齢期までの健康診査などの情報システムを活用し、継続した支援を行います。また、子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たす、かかりつけ医師・かかりつけ歯科医師を各家庭で確保するよう引き続き啓発に努めます。	継続
5	歯と口の健康づくりの推進	妊娠期からの歯と口の健康づくりのために妊婦等歯科健診の受診勧奨に努めます。また、乳幼児期のう蝕予防や歯の健康づくりには、保護者による仕上げ磨きの必要性や適切な間食回数などの望ましい食生活習慣、フッ化物の利用等が必要なことを普及啓発します。妊婦教室や育児相談、乳幼児健診等あらゆる機会を通じて、歯と口の健康の重要性を啓発します。 また、乳幼児・学齢期の子どもや保護者を対象に歯科医院、保育所（園）、学校と連携し出前講座（出前健康教育）を実施し、丈夫な歯づくりとう蝕予防・歯周病の予防を進めます。	継続
6	相談体制の充実	妊娠届出時のアンケートや産後うつアンケートを実施し、妊娠期から早期支援を開始するとともに、産後うつ等メンタル面でのサポート体制の充実を図ります。また、しつけや育児等に母親がひとりで悩まないよう、仲間づくりと相談ができる場の情報提供を進めます。加えて、障害や発達状況などが気になる子どもたちに対して、保育所（園）、子育て支援センター、学校、専門機関と連携したネットワークの構築を図ります。	継続
7	不妊治療等支援体制の充実	子どもを持ちたいと希望する夫婦を支援するため、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。不妊や不育に関する専門的相談については、広島県不妊専門相談センターを紹介するとともに相談にあたります。	継続
8	思春期保健対策の充実	子どもが命を大切にすることができ、また自分がかげがえのない存在であることを実感し、認めることができるように中学校で命の授業を行います。併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。 また、喫煙、飲酒や薬物等に関する正しい知識を伝え、健康意識の向上に努めます。	継続
9	地域に根づいた保健活動の推進	母子保健推進員、民生委員・児童委員等が連携し、地域に密着した保健活動を一層充実させます。そのため、機会のあるごとに母子保健に関する研修会を積極的に開催し、資質の向上を図ります。	継続

4. 保育サービスの充実

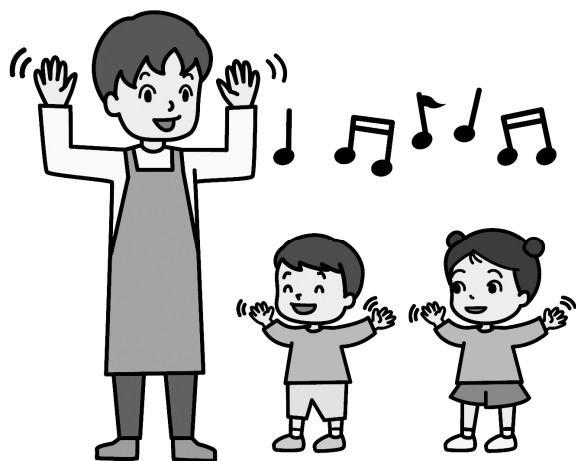
現状と課題

- 各保育所（園）では、入所希望児童数が年々減少し入所定員を減らして運営をしています。また、建築後 30 年を超える施設が半数以上を占め、施設の老朽化・耐震安全性や施設機能にも課題があります。今後、子どもの安心と成長を保障する場として、保育所（園）の規模と配置の見直しが必要です。
- 平成 26 年度においては、保育所（園）の待機児童はなく、入所を希望する全員が保育所（園）に通所できていますが、希望する保育所（園）に入所できていないケースがあり、対策が必要です。
- 病児・病後児保育を実施し、当初の利用料を見直すことで、利用しやすくなっています。
- ファミリー・サポート・センター事業を行っていますが、利用者が少なく、住民への周知啓発が必要です。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	「保育所（園）等の適正配置の方針」を踏まえた施設の整備・充実	子育て支援ニーズに対応しながら、すべての子どもに質の高い就学前教育・保育を保障することや子育て支援事業の充実を図る観点から、保育所（園）などの適正配置の方針を定め、保護者や地域住民の理解を得ながら、順次認定こども園の普及と施設の整備・充実を図ります。	新規
2	延長保育の充実	11 時間を超えて保育を行う延長保育事業について、全保育所（園）での実施を検討します。また、利用者のニーズを把握し、必要な時間帯における保育サービスについて実施の方法等を検討します。	継続
3	一時保育事業の充実	一時的に保育が必要となる児童の保育を行う一時保育事業については、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて利用しやすくします。	継続
4	休日保育	就業形態の多様化等に伴い、休日に保護者が面倒をみることができない子どもの保育について、保育所（園）等での休日保育の実施が可能であるか検討します。	継続
5	病児・病後児保育事業の充実	病気の時、もしくは病気の回復期にあり、保護者が就労などにより面倒をみることができない子どもの保育について、サービスの充実と利用の周知徹底、促進を図ります。	継続

No.	事業名	内容	区分
6	障害児保育事業の充実	保育を必要とする障害のある児童を保育所（園）で受け入れ、健常児とともに集団保育を行う障害児保育事業を進めます。実施にあたっては、保育所（園）の人員加配を行うなど、独自の体制整備の充実に努めます。障害のある児童の個別支援計画を立て、個々の障害にそった支援に努めます。 保健師は、保護者の思いに寄り添い、入所児童の障害特性に併せた支援ができるよう保育所（園）と連携を行います。また、適宜、療育センターなどの専門機関と連携し、切れ目のない支援を行います。	拡充
7	保育士の資質の向上 及び人員の確保	保育士の資質の向上と適切な人員配置に向け、保育士等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。また、保育の質を高めるためには、「専門性」のみではなく、コミュニケーションやチームワークの理解も重要であるため研修強化を図ります。	拡充
8	保育カリキュラムの充実	保育ニーズの多様化を踏まえ、保育指針に基づく保育の計画等、各保育所（園）の独自性を創出し、特色のある保育所（園）をめざします。	継続
9	ファミリー・サポート・センターの充実	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望される方との相互に助けあう活動の充実と利用の周知徹底、促進を図ります。	継続



5. 放課後児童クラブの充実

現状と課題

- 小学校児童の放課後健全育成対策として、放課後児童クラブの充実を図ります。また、国においては平成 26 年度に、「放課後子ども総合プラン」を策定しており、その中で仕事と子育ての両立を支援するため、共働き家庭等の就学児童の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室を着実に推進するとともに、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましいとされています。
- 平成 26 年度においては、放課後児童クラブの待機児童はなく、希望する全員が放課後児童クラブを利用できていますが、希望する放課後児童クラブを利用できていないケースがあり、対策が必要です。
- 共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の取り組みを中心として放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な実施を図ります。
- 現在、夏季のみ運営されている芸北地域の放課後児童クラブについて、常設化を含めた施設運営のあり方について検討が必要です。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	ニーズに応じた放課後児童クラブの運営	利用希望者の利便性や希望を尊重し、適正な定員数の見直しをはじめ、入所児童の多様な学童保育ニーズに対応する放課後児童クラブの運営に努めます。	継続
2	学童保育サービスの充実	放課後児童クラブと放課後子ども教室等の連携を図り、利用希望者数等を考慮しながら、放課後や長期休暇などにおける児童の健全育成を図ります。	継続
3	常設施設への検討	芸北地域において夏季のみ開設している放課後児童クラブについて、地域の状況を踏まえ、常設への移行を検討します。	継続
4	適正な使用料金の見直し	放課後児童クラブの利用料について、利用者の経済状態やクラブの運営状況等を考慮し、適正な料金への見直しを検討します。	継続
5	指導員の資質の向上及び人員の確保	指導員の資質の向上と適切な人員配置に向け、指導員等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。	拡充

6. 安全の確保

現状と課題

- 保育所（園）、学校、放課後児童クラブで防犯・防災教室を開催し、防犯・防災意識の向上につながっています。
- 町内の公共施設に関しては、ベビーシート等の設置状況について、情報誌に掲載し、情報提供に努めていますが、今後も町内の公共施設のバリアフリー状況調査を実施し、情報提供を行い、外出しやすいまちづくりを進める必要があります。
- 公共施設や多くの人が集まる場所のたばこの受動喫煙防止を徹底し、妊産婦及び子どもへの受動喫煙の健康被害をなくすことが必要です。
- 災害時には、子どもや妊産婦、障害のある子ども等には特に配慮し、安全で安心して避難や避難先での生活が送れるよう支援をすることが重要です。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	防犯・防災対策の充実	犯罪に対しては、地域の結束力を示すことが効果的であることから、地域の協力のもと「子ども110番の家」への取り組みを引き続き推進し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図ります。また、保育所（園）、学校、放課後児童クラブなど、子どもが集団で生活する場において犯罪の被害にあうことがないよう、各施設と警察や地域が密接に連携した防犯体制を整備します。 さらに、保育所（園）、小中学校、放課後児童クラブにおいて、防犯・防災教室を実施するなど、子どもの防犯・防災意識の向上に努めるとともに、各教室の実施回数の増加や参加者の増員を推進します。 災害に対しては、地域における自主防災組織の取り組みを強化し、子どもをはじめとした災害弱者への配慮も十分なされた地域防災体制の確立を進めます。併せて、災害時及び被災後の健康被害の予防に努めます。 保育所（園）、学校などでは、避難訓練を強化するとともに、防災設備の点検・充実に努めます。	継続
2	道路環境の安全確保	歩道路肩の草刈りや清掃、冬季の除雪等の道路管理については、計画的な業務委託やアダプト活動団体等の協力を受けながら、適正な維持管理の円滑化・効率化に努めます。	継続
3	バリアフリー状況の情報提供	ベビーシート、授乳室等、バリアフリー状況については、町のホームページ等を利用して情報の提供に努めます。	継続

No.	事業名	内容	区分
4	家庭内での事故の 予防啓発	子どもは好奇心が強く、誤飲、溺水、やけどといった事故を起こしやすいことから、保育所（園）、子育て支援センターと連携しながら事故予防についての情報を提供し、保護者に対して子どもに起きやすい事故の予防知識や応急処置・心肺蘇生法の普及・啓発を図ります。また、育児相談や乳幼児健診等の機会を捉え、個々の発達に応じて情報を提供します。 保育所（園）、子育て支援センターと連携し、引き続き子どもや保護者への予防啓発を進めます。	継続
5	安全教育の推進	各保育所（園）、小学校において、子どもの成長に応じ、「子ども 110 番の家」の意味や位置を知らせたり、交通安全教室、避難訓練、応急処置・心肺蘇生法、犯罪に巻き込まれないための教育等の安全教育を充実したりするなど、自分の身を守る能力を養っていきます。	継続
6	受動喫煙防止の徹底	関係機関と連携し、公共的な施設等での禁煙・分煙対策を徹底します。併せて、妊産婦や子どもの利用が想定される屋外区域での禁煙を推進していきます。	継続



7. 子どもの人権の尊重と児童虐待の防止

現状と課題

- 「児童の権利に関する条約」などの理念を広く周知し、子どもの権利と人権について、引き続き広く市民の意識の向上を図る必要があります。
- 全国的に児童虐待の増加が社会問題となっています。広島県においても、県子ども家庭センターへの児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、意識の啓発が求められています。
- 児童虐待は、密室で行われ、家庭外に表面化しないこともあることから、保育所（園）、学校等における子どもたちの様子や地域の見守りは大切です。また、児童に直接かわる関係機関からの見守りを相談支援につなげ、地域で児童やその家庭を支援していく組織「要保護児童対策地域協議会」を活用し、より一層、児童虐待の早期発見・未然防止、実際の対応や支援を行っていく連携体制の強化が必要です。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	子どもの人権教育・啓発の推進	「きたひろネット」や「広報きたひろしま」等を通じ、児童虐待の防止、子どもの人権についての広報啓発を行います。また、「児童の権利に関する条約」の理念について、市民に対する意識啓発を推進します。	継続
2	児童虐待対策のための関係機関の連携強化	児童にかかわる町内関係機関が連携する「要保護児童対策地域協議会」の組織の強化を進め、児童や家庭に対し適切な助言や指導などが行える体制の強化に努めます。 また、専門機関である県子ども家庭センターとも連携し、相談、援助体制の一層の充実を図ります。	継続
3	児童虐待の未然防止と早期発見・早期解決に向けた取り組み	「子育て応援カフェ」や情報誌「きたひろしま子育てブック」等を通じて、児童虐待についての正しい理解や未然防止の必要性について市民に広く啓発します。 また、「要保護児童対策地域協議会」を活用した早期発見・早期対応から再発防止に至るまでの一貫した取り組みを推進し、関係機関、関係者等への意識啓発や情報伝達に努め、対応スキルや相談支援体制の向上を図ります。	継続

8. 子育てにおける男女共同参画の推進

現状と課題

- 平成 20 年度に北広島町男女共同参画プランを策定しました。計画の理念である「魅力・つながり・やさしさづくり」へ向けて、連携して施策展開を進める必要があります。
- 父親の妊婦教室への参加を勧め、父親・母親がそろって子育ての啓発に努める必要があります。
- 子育ての相談先として、配偶者への相談が最も多く、子どもの育成、しつけなどの方針については夫婦で決めている実態がみられることから、母親、父親の両方に対する相談支援と情報の提供を行う必要があります。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	北広島町男女共同参画プランの推進	北広島町男女共同参画プランに基づき、男女がともに安心して子どもを産み育てることができるよう、「魅力・つながり・やさしさづくり」へ向けて、社会全体の環境づくりを進めます。	継続
2	父親等の子育てへの参加促進	妊婦教室等をはじめとして、子育て全般への父親の参加促進を図るため、子育てに関する情報や子育て意識の周知を推進するとともに、父親の参加しやすい教室等の開催について検討します。	継続



9. 仕事と生活の調和の実現

現状と課題

- 企業に対する関係法制度、一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発については、町としては未実施となっているものの、国・県レベルでの啓発と協調し、進めています。今後とも関係機関の情報収集を行い、情報提供の充実を図る必要があります。
- 母親の就労意欲が高くなっています。これらに対応するため、女性の就職に向け、就労希望者へ担当課と連携し、相談・支援を実施しています。
- 次世代育成支援対策推進法は、一般事業主行動計画のさらなる推進の観点から、平成37年3月31日まで10年間延長されました。（従業員101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務）

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	国・県などの関係機関と連携のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を広め、事業所や就労者、関係団体等への普及啓発に努めるとともに、子育て支援や介護などのための社会基盤づくりを積極的に推進します。	継続
2	多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	国・県などの関係機関と連携のもと、男女を問わず、多様な働き方に対応した取り組みを進め、子育て等を行いながら仕事を続けられるよう、労働時間の短縮・柔軟化等を促進します。	継続
3	働く女性の応援	ハローワークなどと連携しながら、就労意欲のある女性を支援します。また、再雇用制度の普及・啓発に努めます。	継続
4	企業に対する関係法制度の普及啓発	育児休業等関係法制度等の関係する法制度の遵守を企業に対して働きかけていきます。 また、子育てサポートの認定マーク「くるみん」の取得に向けた企業や法人等の取り組みを積極的に支援します。  ※認定マーク「くるみん」 少子化対策を図り子育て支援など一定の基準を満たした企業や法人などが厚生労働省によって認定され、そのマークを広告や商品などに付け加えることができるもの。	継続
5	一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発	従業員101人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定するよう、国・県と連携して周知・啓発していきます。また、策定の義務がない常時雇用する従業員が100人以下の企業にも、引き続き行動計画の策定を呼びかけていきます。	継続

10. 経済的支援の整備

現状と課題

- 保育所（園）の利用者負担軽減について、第3子の無料化をはじめ、近隣市町と格差のない価格へと改正しています。
- 児童医療費助成について、平成26年度より中学生へと対象を拡大し、児童医療費助成制度を開始しています。
- ひとり親医療費助成については、県制度の対象者を町独自で拡大し、所得制限の緩和を行っています。
- 子育て世帯の不安や悩みでは、子育てにかかる費用への負担感が多くなっていることから、各種の経済的支援を引き続き行うとともに、負担となっている要因について、相談・支援を行う必要があります。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	乳幼児医療費助成制度	すべての就学前の乳幼児が受けた医療費の自己負担分を助成します。	拡充
2	児童医療費の助成制度	小・中学生が受けた医療費の一部を助成します。	拡充
3	保育所（園）の利用者負担軽減制度	保育所（園）の利用者負担額の設定については、階層区分を細分化し、所得に応じた利用者負担額を設定し、負担の軽減を図ります。所得税非課税世帯において、利用者負担額の無料化を引き続き行います。また、母子父子世帯や障害者のいる世帯については、利用者負担額の一部の減額を引き続き行います。さらに、第3子以降の利用者負担額の無料化を引き続き行います。	継続
4	チャイルドシート助成制度	町内に住所を有する家庭を対象に、チャイルドシート助成制度を実施します。 また、子どもを有しない世帯であっても、一時的に子どもや孫などを自家用車に乗せる機会がある家族についても助成の対象とします。	継続
5	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に医療費の助成を行います。広島県の基準より緩やかな町独自の支給基準を設定し、ひとり親家庭等の方が受けた医療費の自己負担分を助成します。	継続
6	母子・父子家庭支援サービスの充実	母子・父子自立支援員・家庭相談員等により、母子・父子家庭への自立に向け、個々の実情にあった相談支援の対応に努めます。 また、母子家庭・父子家庭の母親、父親の就労希望者に対しては、母子・父子自立支援プログラム策定員が、就労支援を行います。	継続
7	安心・安全に妊娠・出産できる体制の充実	妊娠・産後の健康管理のために、妊婦健診検査券や補助券を交付し、適切な受診を勧めます。	拡充

第2節 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

1. 遊び場の充実

現状と課題

- 公民館、図書館、保健センター、子育て支援センターなどとの連携により各種事業を実施し、既存の施設での有効利用に努めています。
- 町内各施設の遊具の安全点検等を進め、必要に応じて改修を行っています。
- さまざまな遊びの展開を促すボランティアを発掘・育成し、活動できる体制づくりの確立、遊び場の確保・充実と施設利用についての情報提供を進める必要があります。
- 本町は豊かな自然環境に恵まれ、全町が自然の遊び場といえます。子どもたちが、まちなかの豊かな自然の中で遊ぶことができるよう、自然環境の保全や安全な場所の情報提供などに努めるとともに、保護者に対しても屋外で遊ぶ大切さを教えるなど、自然を生かした遊び場の創出に向けた啓発活動が必要です。

主な取り組み

No.	事業名	内容	区分
1	遊び場の確保・充実	親子が自由に安心して遊べる場所の確保・充実と施設の利用について住民に情報提供を行います。また、既存の施設の遊具の点検・整備について引き続き実施するとともに、安心、安全な環境への改善に努めます。	継続
2	地域施設の有効活用	保育所（園）や学校、公民館、図書館、保健センター、子育て支援センターなどの既存施設と連携し、子どもが身近で遊べる場所の提供を行うとともに、多くの団体等と交流ができ、情報を得る場となるよう、地域施設の有効活用を推進します。	継続
3	遊びを促すボランティアの発掘と育成	さまざまな遊びの展開を促すボランティアの発掘・育成を図るとともに、保育や教育、その他さまざまな場で活動できるような体制づくりを進めます。	継続